

糸魚川市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、糸魚川市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、第6条第1項に規定する委員（以下「委員」という。）及び第12条に規定する関係者（以下「関係者」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬及び費用弁償）

第2条 委員が糸魚川市地域公共交通協議会の会議及び分科会（以下「会議等」という。）に出席したときは、報酬及び費用弁償を受け取ることができる。ただし、次に掲げる委員については、この限りでない。

- （1） 国、県、市の行政機関の常勤職員
- （2） 公共交通事業者及びその組織する団体並びに交通管理者からの選出委員
- （3） 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 委員の報酬は、日額5,400円とする。ただし、学識経験者については、予算の範囲内で会長が定める額とする。

3 委員の費用弁償の額は、交通費実費相当額とし、その算出については次により行う。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

- （1） 公共交通機関（市内路線バス、JR）を利用する場合は、実費を支給する。
- （2） 私有自動車等を利用する場合は、片道単位での実測距離×2（往復分、1キロメートル未満は切捨）に車賃相当額（市内の場合は1キロメートル当たり25円、市外の場合は1キロメートル当たり37円）を乗じて得た額を支給する。ただし、片道2km未満は支給しない。

4 関係者の出席を求めた場合は、前第1項から第3項の規定を準用する。

（その他）

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成28年 月 日から施行する。